

平成30年兵庫県条例第40号

行財政の運営に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、県の行財政の運営について、その基本的な方向等を定める行財政運営方針の策定及びこれに基づく取組に関して必要な事項を定めることにより、これまでの行財政構造改革の成果を生かしつつ、県民の参画と協働を基調に、適切な行財政の運営を行うことを目的とする。

(行財政運営方針)

第2条 知事は、適切な行財政の運営を行うため、行財政運営方針（以下「運営方針」という。）を定めなければならない。

2 運営方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 行財政の運営の基本的な方向

(2) 財政運営の指標及びその目標

(3) 組織、職員、行政施策、公営企業、公社等、自主財源その他の事項に関する取組の方向

(4) 前3号に掲げるもののほか、適切な行財政の運営に関する事項

(運営方針の策定手続等)

第3条 知事は、運営方針を定めようとするときは、議会の議決を経なければならない。

2 知事は、運営方針の案を作成するに当たっては、行財政運営審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、運営方針を定めたときは、これを公表するものとする。

4 前3項の規定は、運営方針の変更（軽微な変更を除く。）又は廃止（以下「変更等」という。）について準用する。

(実施計画の策定等)

第4条 知事は、運営方針に基づく行財政の運営に当たっては、年度ごとの実施計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2 知事は、実施計画を定めたときは、速やかにこれを公表するとともに、議会に報告しなければならない。

(実施状況の報告等)

第5条 知事は、毎年9月30日までに、前年度における運営方針の実施状況について、行財政運営審議会の意見を付して、議会に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告の内容を公表するものとする。

(議会の意見)

第6条 議会は、運営方針の実施状況等を勘案し、運営方針の変更等その他適切な行財政の運営に関することについて、知事に対し意見を述べることができる。

2 知事は、前項の意見に対し、議会に見解を示し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(行財政運営審議会)

第7条 適切な行財政の運営に関する事項を調査審議するため、行財政運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 第3条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する運営方針の案の作成に係る意見に関すること。

(2) 第5条第1項に規定する運営方針の実施状況に係る意見に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、適切な行財政の運営に関すること。

- 3 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 4 審議会は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。
 - (1) 地方行財政について知識経験を有する者
 - (2) 県内で活動を行う団体を代表する者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、行財政の運営について十分な知識経験を有する者
(運営方針の見直し)

第8条 知事は、社会経済情勢の変化、国の政策動向、行財政の運営状況等を勘案し、3年ごとを目途として運営方針の見直しを行い、必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第9条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条から第4条まで並びに附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、平成41年3月31日限り、その効力を失う。

(運営方針の案の作成に関する特例)

- 3 この条例の施行の前日に知事が運営方針の案を作成する場合には、行財政構造改革の推進に関する条例(平成20年兵庫県条例第43号)の行財政構造改革県民会議において県民の意見を聴き、同条例の行財政構造改革審議会の意見を聴いて作成するものとする。この場合において作成された運営方針の案は、審議会の意見を聴いて作成されたものとする。

(県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部改正)

- 4 県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例(平成18年兵庫県条例第46号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 4 行財政の運営に関する条例(平成30年兵庫県条例第40号)第2条第1項に規定する行財政運営方針については、この条例の規定は、適用しない。

(附属機関設置条例の一部改正)

- 5 附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)の一部を次のように改正する。
第1条第1項の表行財政構造改革審議会の項を次のように改める。

行財政運営審議会	行財政の運営に関する条例(平成30年兵庫県条例第40号)による適切な行財政の運営に関する事項の調査審議に関する事務
----------	---

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 6 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年兵庫県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条第44号の2を次のように改める。

(44)の2 行財政運営審議会

別表第1行財政構造改革審議会の項を次のように改める。

行財政運営審議会	会長	日額	15,500円
	委員	日額	12,500円

別表第2行財政構造改革審議会の委員の項を次のように改める。

行財政運営審議会の委員	職員旅費条例中8級の職務にある者相当額
-------------	---------------------

平成31年兵庫県規則第13号

行財政運営審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行財政の運営に関する条例（平成30年兵庫県条例第40号）第9条の規定に基づき、同条例に定めるもののほか、行財政運営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。

5 部会長の職務及び部会の会議については、第3条第3項及び前条の規定を準用する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成41年3月31日限り、その効力を失う。

(委員の任期の特例)

3 平成37年4月1日以後に委嘱される委員の任期は、第2条第1項の規定にかかわらず、その委嘱の日から平成41年3月31日までとする。

(招集の特例)

4 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会は、第4条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。